

警察署協議会会議録

うきは警察署協議会

開催年月日時	令和元年11月27日 午後2時30分 から 令和元年11月27日 午後5時00分 まで
開催場所	署長室 高速道路交通警察隊 西日本高速道路株式会社
出席者	警察署協議会 会長以下 7名 警察署 署長、総務課長、総務第二係長
議 事 概 要	
<p>【署長挨拶（要旨）】</p> <p>○ 署長から、「県警察では、高齢者等の交通事故抑止を重点目標に掲げ、高齢者に重点を置いた交通安全対策を推進している。また、現在、大きな問題となっている「あおり運転」に対する取締りも強化しているところである。本日は高速道路における安全・安心の確保に向けた警察活動の一端を見ていただき、屈託のない御意見を願います。」旨の挨拶があった。</p> <p>【報告等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高速道路における安全安心の確保に向けた取組み <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通違反取締り（あおり運転に対する取締りの強化） (2) 事故処理、犯罪の防止、落下物の排除 2 西日本高速道路株式会社から道路管制センターの役割等を紹介 <p>【質疑応答等】</p> <p>○ 副会長から「上空からヘリコプターで「あおり運転」を監視し、地上のパトカーと連携して違反者を検挙するという手法には驚かされた。安全な車間距離を確保するためには、何を目安にすればよいか。」旨の質問があり、高速道路交通警察隊員が「高速道路の中央線は実線部分が8メートルあり、実線と実線との間隔は12メートルである。これを合わせると20メートルになることから、安全な車間距離を確保するには、5本分（100メートル）の間隔を保持するとよい。」旨回答した。</p> <p>○ 委員から「あおり運転に対する取締りは、今後も継続するのか。」旨の質問があり、高速道路交通警察隊員が「今後も継続する。なお、12月1日か</p>	

議 事 概 要

ら携帯電話等を使いながらの運転「ながら運転」の罰則が強化され、違反点数と反則金が引き上げられる。「ながら運転」についても取締りを強化していく。」旨回答した。

【総括・閉会】

- 会長から「本日、高速道路交通警察隊を視察し、九州管区警察局、九州各県警察及び西日本高速道路株式会社が相互に連携して、日々、高速道路の安全・安心の確保に尽力されている姿を見ることができた。また、県警では上空のヘリコプターと地上のパトカーが連携して「あおり運転」の取締りを行っていることを知り、「あおり運転」に対する県警の強い姿勢を改めて実感した。引き続き、県民の安全・安心の確保に向けて、強い姿勢で治安維持に努めてもらいたい。」旨の総括があり閉会した。

議 事 概 要

① 高速道路交通警察隊の活動説明



② 西日本高速道路株式会社「道路管制センター」の視察



様式第3号（第5、第6の1、第6の2関係）（その2）
